

東アジア地域協議共同声明

コロナ・パンデミックにおける人種主義のパンデミックを止めよう

12月18日の国際移住者デーの今日、東アジア地域協議運営委員会は東アジアの国および行政区の政府に、移住労働者を含む移民に対する制度化された人種差別を防止する効果的な措置をとり、感染拡大の危機にあるなか、あらゆる形態の人種主義から移住者を保護する法的手段を強化するよう要請します。

東アジアには1000万人以上の移民、先住民族そしてマイノリティが暮らし、働いています。東アジアは「同質社会」だという通説は、多様性をもち多文化が存在する地域の現実からかけ離れています。新型コロナウイルス・パンデミックに象徴される2020年は、日本、韓国そして香港の被差別コミュニティの人種主義と人種差別に対する脆弱性を明らかにしました。

新型コロナウイルス・パンデミックは難民および庇護希望者を含む移住者の状況を悪化させてきました。移住者は、医療および社会的保護措置への限られたアクセス、言葉の壁、不安定な雇用、在留資格そして移動の自由への制限により、より大きな課題に直面してきました。パンデミックはまた、地域の移住者や人種差別をうけている集団に対する制度的差別をむき出しにしました。さらに、社会の排外的で単一文化的な言動が差別を悪化させています。日本では住民登録のある移住者は政府の特別定額給付金を受けることができましたが、韓国と香港では大半の移住者はパンデミック対応の救済措置から除外されました。香港の移住家事労働者に対する規則と条件は、パンデミック下、彼女たちに搾取やその他人権侵害の大きなリスクを負わせました。非正規の移住者の保護措置からの排除は、これら三カ所で共通してみられました。国内法と国際人権基準、とりわけあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約との乖離は、それぞれの管轄圏において引き続き存在しています。

市民社会組織は人種差別と効果的に闘うための法改革を継続的に唱えてきました。その取り組みは、香港の人種差別条例の制定や日本の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定など、いくつかの成果をもたらしました。しかし、現行の法律はヘイトスピーチなどの差別行為に対して効果的に施行されていません。政府や裁判所はそれら法律に実効性をもたせることができいていません。

国際移住者デーに、東アジア地域協議運営委員会は、東アジア地域の移住者に対するあらゆる形態の人種主義と人種差別への懸念を表明し、撤廃のための勧告をここに提示します。

- ・運営委員会は、日本、韓国そして香港の各政府の新型コロナウイルス・パンデミックへの対応は、制度的人種主義を表しており、移住者、難民、庇護希望者およびその他の周縁化されたコミュニティの適切な保護になっていないことに懸念を抱きます。そのため、私たちは、基本的な危機対応政策に移住者を含むすべての人びとを含ませること、そして差別なくすべての人が人権を享有できるよう確保することを勧告します。

- ・運営委員会は、日本、韓国そして香港には、移住労働者を守る包括的な法律や政策が不在であることに懸念します。新型コロナウイルス・パンデミックにより彼・彼女たちの脆弱性はさらに高まりました。そのため、運営委員会は、各政府に対して、移住労働者を直接および間接差別が

ら守るべく、健康保険や雇用保険の適用範囲を移住労働者に広げて社会保障による保護を強化したり、転職の自由を認めるなどして、法律と政策を強化するよう勧告します。

・運営委員会は、長期間にわたり国内に人種差別が存在するにもかかわらず、日本、韓国そして香港には、人種主義を解決するための包括的な差別禁止法がないことに懸念します。香港の人種差別条例は人種差別撤廃条約に十分準拠しておらず、政府の権限行使における差別を禁止できていません。したがって、運営委員会は、日本、韓国そして香港において交差的で複合的な形態の差別を含む包括的な差別禁止法が、効果的な国内人権機関の確保とともに採択されるよう勧告します。

国際移住者デーの日、私たち運営委員会は、東アジアのすべての移住者の尊厳、人権そして基本的自由の尊重と保護のために、そして人種主義と人種差別のない平等な世界の実現のために立ち上がることを、明確な意思表示をもって誓います。

2020年12月18日

東アジア地域協議運営委員会

日本：反差別国際運動（IMADR）

人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD ネット）

韓国：人種差別撤廃条約実施を監視する韓国 NGO 連合

香港：香港ジャスティスセンター